

【輸入通関】-評価申告 FedExでの取り扱い

評価申告とは、納税申告に際し、申告書に添付されるインボイスなどの書類だけでは通関時に使用すべき申告価格とならない場合に、課税価格の計算に必要な事項（金額を）を申告するものです。

評価申告には【個別評価】と【包括評価】大きく2種類の方法があります。

使用する評価の種類によって弊社への依頼方法が異なりますのでご注意ください。

【個別評価】

納税申告の都度評価申告書(評価個別申告書)を作成して提出する申告方法です。

弊社輸入申告の際に評価申告が必要な場合には以下をご確認ください。

- 貨物到着日の一営業日前までに都度弊社へ航空貨物運送状番号、評価加算ご希望の旨及び加算額についてご連絡をお願い致します。
- 加算額の根拠となる書類をご送付ください。
- ご連絡が遅れた場合には修正申告（有料）が必要となりますのでご注意ください。

【包括評価】

同一の内容の輸入取引が継続して行われる場合、申告前に税関へ事前に包括評価申告書を提出する事で最長2年間、個々の納税申告の際に基本的には包括評価申告受理番号と包括評価申告書を提示するだけで計算根拠などを細かく説明するがなくなり、スムーズな通関手続きを行うことが可能となります。（包括評価）

弊社輸入申告の際に包括評価申告が必要な場合には、予め情報と書類をご提出いただく事で都度のご連絡は不要になります。

ご希望の場合には以下をご確認ください。

- 税関から交付された有効期間内の輸入貨物の評価包括申告書を予めご送付ください。
- 適用条件や加算額についてご指定がある場合には個別評価と同様のお取り扱いをお願いさせて頂く場合がございます。

【注意事項】

弊社では包括評価の税関への代理での申請等は行っておりません。

参考資料・情報リンク

税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>

原則的な課税価格の決定方法以外の方法（カスタムスアンサー）

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1404_jr.htm

評価申告制度の概要（カスタムスアンサー）

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1408_jr.htm

関税評価に係る事前教示制度について（カスタムスアンサー）

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1402_jr.htm